

改正 iDeCo 〈イデコ〉 ～何歳まで拠出し、何歳から受け取る？

2020年5月29日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が国会で可決・成立し、6月5日に公布されました。この中に「確定拠出年金法の一部改正」が含まれています。

この改正法によって、2022年4月から、確定拠出年金の受給開始上限年齢が75歳に引き上げられるとともに、同年5月から加入可能年齢が引き上げられます。

確定拠出年金には、企業型と個人型（愛称 iDeCo 〈イデコ〉）の2種類がありますが、今回は個人型について、これら改正のポイントと留意点について説明します。

●老齢給付金の受け取りと運用継続

確定拠出年金は、公的年金に対する上乗せ年金であり、税制上の優遇措置が手厚い魅力的な制度です。

現行では、個人型の掛金は60歳になるまで拠出でき、60歳以降70歳までの間で、加入者が給付を受けたいと思う任意の年齢から、年金、一時金、あるいは年金と一時金の組み合わせで受給できます。この60歳以降に受け取るお金のことを「老齢給付金」といいます（60歳までの確定拠出年金への加入期間が10年に満たない場合は、加入期間によって、受け取り可能な年齢が最長65歳まで繰り下げられます）。

確定拠出年金では、加入者が自己責任で運用しますが、70歳まで運用だけ続けることも可能です。運用益が非課税になるので、すぐ受け取る必要がなければ、運用を続けた方が有利になる可能性があります。

ただし、個人型では、運営管理機関ごとに定められた各社所定の手数料が必要とされます。運用だけ続ける場合は、いちばん安いところで年間792円、高いところでは年間6000円程度の手数料を徴収されます。運用継続を考える場合、運用益非課税のメリットが、手数料負担を

上回るかの判断が大事です（手数料が安い金融機関を運営管理機関として選ぶことも大事です）。

仮に60歳時点の資産残高が300万円あったとした場合、年0.13%の利回りで運用できれば、年間収益は3900円になります。課税扱いの場合は、20.315%の税金がかかるので、 $3900円 \times 20.315\% = 792円$ の税負担が発生します。一方、確定拠出年金で運用を続けられれば、運用益は非課税なので、792円の税負担が軽減されます。このケースの場合、年間手数料792円の運営管理機関を選んでいければ、年0.13%より高い利回りで運用できると、運用益非課税のメリットが手数料負担を上回るので、運用を続けた方が有利という判断になります。

●受給開始年齢の上限を引き上げ

前述のように、現行では、老齢給付金は60歳から70歳の間で受給開始時期を選択できます。

改正法では、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に合わせて、上限年齢を75歳に引き上げました（60歳から75歳の間で受給開始時期の選択が可能）。

例えば、現在55歳の場合、老齢給付金を60歳から受け取るのか、65歳、70歳、75歳から受け取るのかによって、今後の運用期間は大きく変わってきます。運用期間が変われば、運用にあたって取れるリスクの大きさも変わってきます。

次項の「加入可能年齢引き上げ」と合わせ、何歳から受け取るのか、これを踏まえ現在の運用をどうしたらよいか、について改めて検討することが大事です。

●個人型の加入可能年齢引き上げ

個人型は、現行では加入時点で60歳未満という年齢要件があるため、60歳以上の人は加入できません。また、掛金も60歳になるまでしか拠出できません。

改正法では、国民年金の任意加入被保険者と第2号被保険者（厚生年金被保険者＝会社員や公務員等）の個人型の加入可能年齢を65歳未満に引き上げました。

現状では、国民年金の任意加入被保険者は多くありませんが、60歳代前半の厚生年金被保険者は多数います。

60歳から64歳であっても会社員や公務員などとして働き続けている場合は、2022年5月以降は新たに個人型に加入することができるとともに、60歳未満の人も65歳になるまで掛金拠出が可能となるので、老後資金準備をより充実させることができます。

●掛金拠出を継続したい場合の注意点

個人型の老齢給付金を受給した人は、改正法施行により個人型の加入要件を満たした場合であっても、再加入することができません（企業型の老齢給付金を受給した人は、個人型には加入できます）。

例えば、現在59歳の会社員で、来年2021年の60歳時点で個人型の老齢給付金の受給を開始した場合、その後、再雇用等で厚生年金被保険者として働き続けたとしても、個人型には再加入できません。

個人型の加入可能年齢が引き上げられるのは2022年5月なので、このケースで掛金拠出を継続したい場合は、60歳になっても老齢給付金の受給手続きはせず、運用だけ続ける運用指図者という立場にしておく必要があります。そして、2022年5月以降に掛金を拠出できる加入者に戻る手続きをすれば、再び掛金の拠出ができるようになります。

今回取り上げた改正点が施行されるのは2年後になりますが、現在、個人型に加入中で60歳以降も掛金拠出が可能となる人は、何歳まで掛金を拠出し、何歳から受け取るのか（＝何歳まで運用を続けるのか）を今の内からしっかりと検討しておくことをお勧めします。

（クルー 目黒政明）